

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律			法令の番号	昭和32年法律第185号			
手続名	協業組合の設立の認可			根拠条項	第5条の17第1項			
審査基準	<p>第5条の17第1項の規定による協業組合の設立の認可に係る審査基準は、「協業組合制度の運用について（昭和42年10月13日付け42企庁第1420号）」一、「協業組合の設立等認可関係事務の取扱について（昭和42年10月13日付け42企庁第1428号）」一及び設立認可等事務処理要領二のとおりとする。</p>							
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日	目次 NO